

「因伯における牛痘接種の初め」補遺

— 原田永寿備志録 —

森 納

筆者は先に「因伯における牛痘接種の初め」^(一)と題し、因幡、伯耆地方で牛痘痘が初めて行われたのは、嘉永二年の九月か、十月の初めに原田帯霞・謙堂兄弟によって気多郡山根村（気高郡青谷町）でなされたことを述べた。それは現在まで鳥取県内で通説とされていたが、このほど浅井氏が嘉永三年三月に松本元泰、山田金江によって大坂除痘館由来の痘苗で因幡地方で初めて行われたとする説^(二)に対して反論したものである。

このほど、原田帯霞の次男である永寿の記録を見出し、その傍証となり得ることを認めたので報告する。

永寿は天保十二年（一八四一）に生まれ、通称寿賀造といった。父帯霞に国学、医学を学び、万延元年（一八六〇）大坂に出て永野文良に蘭方医学を学び、翌年正月より京都の新宮涼民、涼閣に就き、文久二年十月には大坂の緒方洪庵に就いて蘭学を学んでいる。慶応二年には再び京都で涼民、涼閣に学びながら因州藩京都屋敷に勤めた。その後帰郷し、明治二年（一八六九）九月には藩の医学寮の助教や近侍医師となり、明治五年には東京東校での種痘局試験を受けて種痘免状を得て、帰郷後は鳥取県、島根県の種痘の他、医療行政に携わった。明治二十六年五十二歳で没してい

る。

その永寿の記録したものの、備志録（仮称）は日付けは全てには記載されていないものの、日常のメモ書きと認められる診療、医療に関する届出、通達書の写し、弟子関係資料の写し、和歌、詩文、借用書の写しなど雑事が書かれている。その中より父帯霞の病氣、死亡に関する事項、種痘に関係する事項を抜粋して、前記拙論の補足資料とした。またこの資料は、因伯種痘の濫觴は嘉永二年己酉の年であった証拠の一つとなり得るものと思われる。

「原田永寿備志録」抜粋

○ 私親帯霞儀齒齲齲花状ニ而難儀仕候ニ付先達而奉願為治療西京新宮涼眠方江遣し居申候得共兎角駈と仕兼候ニ付此度弟須磨造為看病往来とも七十日之間遣し申度奉存候此段奉願己上 明治四年末五月十四日

士族医師

原田寿賀造

家従 雑事懸御中

○ 私親帯霞儀齒齲齲花状ニ而難儀仕候ニ付先達而奉願為治療西京新宮涼眠方へ往来共百日之間遣し居申候処漸日数相満候得共兎角駈と仕兼候付猶又百日之間其儘差置治療為仕申度奉存候此段奉願候以上 原田寿賀造

明治四年辛未七月一日

家従 雑事懸り御中

○ 私家帶霞儀病氣之処同姓氣多郡山根村原田春天造方江為保養罷越度段申出候間私儀付添罷越し申度奉存候ニ付往来之外十日之御暇被遣候様此段奉願候已上 士族医師 原田寿賀造

明治四年未十一月六日

貫屬方御中

朱書ニ而聞届候事

○ 原田寿賀造実父帶霞儀為病氣保養 同姓氣多郡山根村原田春天造へ逗留中死去仕候処自葬祭奉願候向へ御定之墓地も被為在候得共遠路之儀ニ付其儘同所先祖墓地江相葬申度奉存候此段以私奉願候已上

明治四年未十一月 士族医師 上嶋龍沖

貫屬方御中

○ 今般東校中種痘局相改別紙之通規則相定候ニ付諸府県共篤と相心得管轄地方へ不洩様相違可遣候事 十一月 日 文部省
今般東校中種痘局ヲ設ケ種痘医ノ免許状并痘苗分与等取扱候ニ付左之通可相心得候事

一 種痘致施行度医師へ東校へ可申出詮議之上免許状可相渡事

一 既ニ種痘術免許状相受候者へ自今自宅或へ於他社ヲ結ヒ相当之謝儀ヲ受ケ博ク其術ヲ可致施行事

一 自今種痘医ニ有志者へ免許相受候医家へ入門其術伝習之免許可願出事

一 免許ヲ得ルノ手續へ師家ヨリ其術習熟之旨ヲ弟子ノ管轄庁へ達し

其庁より当省へ添翰ヲ以可願出事

一 免許ヲ受ケ開業中事故アツテ廃止或へ死去之者へ免許可差戻事

一 免許并分苗等渡之日へ毎月三八ニ限り候事

一 分苗ヲ受度者へ東校并免許ノ医家へ申出可相求事

一 免許医家を於自宅逗留分与之節へ相当之価請取不苦候事

未十一月 文部省

一 実事被行兼候ニ付再応病院器械之儀申立尤ニ相聞候得共従前医家施術方儀旧規陋習ニ固着シテ窮理機密之術ニ疎ク候ニ付追々医術之儀へ蘭法專勢ニ被改一層施術方実用相成候様ニとの御趣意ニ付其師御伝撰之上教導之法も被相立東京病院之規則を被随候管ニ付此節ヨリ不抜之規則得と熟考詮議之上申立候へ可及差函事

十二月十五日 御直書写シ

○ 種痘履歴書

一 嘉永二年己酉実父亡原田帶霞ヨリ種痘術伝習明治五年壬申二月迄二十三ヶ年間施行

一 文部省ノ御規則ニ従ヒ明治五年壬申三月東京府大学東校種痘局ニ於テ試験ノ上免許奉載明治八年乙亥二月マテ都合二十六年間実

験

右之通相違無御坐候也

○ 朱書 第四十八号

原田謙堂

牧田健良

種痘心得

一 痘漿ハ毛細管ニ貯リ其外套ノ大管ハ先端ニ孔ヲ設ケテ吹管トス用ニ臨テ先ツ細管ノ兩端ヲ孔外ニ出シ輕ク之ヲ吹テ痘漿ヲ硝子板上ニ滴シ細筆ニテ丁寧ニ攪和シ接種スヘシ

此漿ハ犴牛ノ痘漿ニ五倍ノ「クリスリン」ヲ和シタルモノナリ近來西人ノ發明ニ「クリスリン」ヲ和シタルモノハ久ヲ經テ變敗乾燥ノ患ナク且ツ接種ノ時血液ヲ排シメ能ク痘漿ヲ皮下ニ達シ感染ノ力ヲ全スル事ヲ得ルト云説ニ拠リ親シク数次ノ試験ヲ積ミ其確實ナルヲ信シ地方分配ノ痘漿ハ必ス「クリスリン」ヲ和スル事ヲ決セリ但シ痘漿ト「クリスリン」トハ混和シ難キモノナレハ接種ノ時ヨク攪和スヘキナリ

一 接種ハ左右上膊ノ三角筋上ヲ最良ノ部トス先ツ微温湯ヲ布片ニ涵シ輕ク其皮膚ヲ摩擦シ感受ノ機軸ヲ鼓舞シテ種ニヘシ

一 点針ノ距離ハ近キニ過クヘカラス此痘漿ハ從來ノ痘ヨリ顆粒大ニシテ紅暈モ広リ互ニ混一スルノ恐レ有レハナリ顆數ハ多キモノ一歳児ハ左右四顆ニ歳ハ六顆三歳ハ八顆ヲ限トス

一 針ハ至テ扁薄ナルヲ用ニヘシ且ツ最モ淺ク種ニルヲ佳トス決シテ出血セシムヘカラス

一 採漿ノ児ハ一歳未滿ノ者ヲ扱フヘシ特ニ皮膚病生齒病吐乳青便炎熱痲癩ノ諸患アル者ハ統テ採漿スヘカラス

一 一種痘後再ヒ流行痘ヲ感スルハ痘苗ノ新鮮活発ナラサルカ或ハ施術ノ粗拙等ニ由ルモノ多シト雖トモ天稟ノ資質ニ從テ若干年ノ後其預防力自然ト消滅スルニ由ルモノナキニ非サレハ善良ノ苗ト雖トモ一タヒ接種シテ終身再感ノ患ヲ免ルルヲ保タス故ニ五六年毎ニハ必ス再三接種シ幾層

モ預防ノ力ヲ興奮スヘシ

明治七年十月

牛痘種繼所

○ 第一大区内医師 第三大区内医師

医学之儀ニ付詮議之筋モ有之今般当大区内江入札ヲ以醫師総代取設候条右見込人物相撰之來ル十二月十日限り当区會議所ヘ入札可致候事

但シ入札方左之通可相心事

入札方法 (以下略)

ここに掲げた永寿の「種痘履歷書」には明らかに「嘉永二年己酉 実父亡原田帶霞ヨリ種痘術伝習」とある。

文中の原田春天造は、帶霞四男の時男で、永寿の弟である。時夫は神職兼眼科、内科、種痘医で、万延二年鳥取藩医となった。大正三年に没している。

明治七年十月の「種痘心得」はそのほぼ同文が「日本疫史及防疫史」に記載されているが、仮名は片仮名で濁点が付けられていない。数か所の字句に相違がみられ、また誤記とみられるものもあった。一部当用漢字にしたが、なるべく備忘録(青谷町、原田恒夫氏所有)の原文のままとした。訳文について鳥取県立図書館次長、安藤文雄先生の助言を得た。

文 献

- (一) 森納「因伯における牛痘接種の初め」『日本医史学雑誌』三七卷四号、四一～六一頁、平成三年。
- (二) 浅井允晶「山田金江、松本元泰の因伯接種伝播について」『日本洋学史の研究10』、一五五～一九二頁、創元社、大阪、平成三年。
- (三) 森納「因伯の医師たち」、一六八頁、『大因伯』、鳥取、昭和五四年。
- (四) 山崎佐『日本疫史及防疫史』、三三二頁、克誠堂書店、東京、昭和六年。

(鳥取県国府町・森医院)